

Synergy!LEAD デモ申込書



必要事項をすべてご記入いただき、弊社まで原本を提出、または郵送してください。ご提出前には必要に応じて複製(貴社控え)をとり、保管してください。ご記入漏れがございますと、お手続きに時間がかかる場合がございますのでご注意ください。ご不明点がございましたら、弊社担当者をご説明いたしますので、お気軽にお申し付けください。

書き損じの場合は、二重線で取消後、押捺にて訂正してください。

◆ 同意確認 ※同意いただきましたら、チェック欄に☑を入れてください。

<input type="checkbox"/>	「Synergy!LEAD デモ」契約規定に同意します。
<input type="checkbox"/>	当社は反社会的活動を行う団体もしくはそれらと関連のある団体でなく、またそのような団体と関係がないことを確認します。
↑	チェック欄に☑を入れてください。

◆ 制限事項

デモのご利用には以下の制限がございます。	
■ 利用期間について	本サービスの利用期間は、アカウント発行日から1か月間です。
■ 利用目的について	本サービスはテスト又はデモンストレーションの目的にのみご利用頂くことができます。

◆ お客様情報

契約者情報	フリガナ		印
	会社名		
	フリガナ		
	住所	〒	
システム管理者	フリガナ		
	会社名		<input type="checkbox"/> 契約者情報と同じ
	フリガナ		
	住所	〒	<input type="checkbox"/> 契約者情報と同じ
	フリガナ		
	氏名		
	部署名		電話番号
	メールアドレス		

◆ インストール対象のsalesforce.com組織 本番環境またはsandbox環境いずれかのチェック欄に☑を入れてください。

チェック欄	デモ設定環境
<input type="checkbox"/>	Salesforce 本番環境
<input type="checkbox"/>	Sandbox

(注意) Sandboxにインストールする前に、必ず確認いただきたい注意事項がございます。 <https://sngy.ly/install-to-sandbox> に記載の「Sandbox環境で利用する場合の注意点とは？」をご覧ください。

(弊社使用欄)

--	--	--

営業担当

SynergyLEAD デモ契約規定

(目的)

第1条 シナジーマーケティング株式会社(以下「弊社」といふ)は、以下の通りSynergyLEAD デモ契約規定(以下「本規定」といふ)を定めます。

(用語の定義)

第2条 本規定において使用する用語は以下のことを意味します。

- ①「本サービス」とは、「SynergyLEAD デモ」をいいます(Sales Cloud等セールスフォースドットコムが提供するサービスはこれに含まれません)。
- ②「本システム」とは、契約者が本サービスを利用するために、本規定に基づき弊社が契約者使用許諾するサーバ設備及びネットワーク設備をいいます。
- ③「本サイト」とは、契約者が本サービスを利用するために、弊社がインターネット上で運営しているサイト(管理画面等)をいいます。
- ④「契約者」とは、本サービスの利用申し込みを行い、申込書「契約者」欄に記載された者をいいます。
- ⑤「DB 格納情報」とは、契約者が SynergyLEAD の機能を利用して個人から取得し、又は連携するシステム等から自動もしくは手動で SynergyLEAD に格納された情報をいいます。
- ⑥「アカウント」とは、本サービスを申し込み利用するにあたり、一つの申込に対して、一つ発行される本サービス利用単位をいいます。
- ⑦「本契約」とは、契約者が本規定に同意し、本サービスの利用申し込みを行うことにより成立する、契約者・弊社間のデモ利用契約をいいます。
- ⑧「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律に定める定義に従うものとします。
- ⑨「委託」とは、個人情報の保護に関する法律に定める定義に従うものとします。

(規定の変更)

第3条 弊社は、本サービスの円滑な運用を図るため、本規定を任意に変更できるものとします。弊社指定日をもって変更後の契約規定が適用されるものとします。

(通知)

第4条 本規定に基づく契約者、弊社間の通知は、以下の方法で行うことができます。
・契約者が予め指定した電子メールアドレス(管理者メールアドレス)に電子メールを送信して行く。この場合、契約者のメールアドレスに電子メールが正常に到達した時をもって通知が完了したものとみなします。

(本サービスの内容)

第5条 本サービスが有する機能及び仕様は基本仕様書に記載のとおりとし、弊社は現状有望にて本サービスを提供します。

(本サービスの対象外の事項)

第6条 以下の各号に該当する事項は本サービスの対象外とし、契約者の判断と責任で処理するものと、弊社はいかなる責任も負いません。
①本サービスを利用するために必要な本システム以外のコンピュータ端末、通信機器、通信回線その他ネットワーク設備の保守・管理及びコンテンツの保守・管理
②以下の各事由による本サービスの中断・障害、及びそれらの中断・障害に起因するデータ復旧
a. 前号の機器・設備の中断・障害
b. 契約者の不適切な使用、その他契約者の責に帰すべき事由に起因する中断・障害
c. 第三者の故意又は過失に起因する中断・障害
d. 停電、火災、地震、労働争議等の契約者、弊社いずれの責にも帰さない事由に起因する中断・障害
2. 本サービスを利用して契約者が電子メールを送信する場合、指定された電子メールアドレスに対して送信されたことのみを保証し、指定された電子メールアドレスへの到達を保証するものではありません。

(本サービス内容の変更)

第7条 弊社は、本サービスの内容を、変更することができるものとします。

(弊社による本サービスのメンテナンス)

第8条 弊社は、本サービスの全部又は一部の提供を一時的に停止し、本サービスのメンテナンスを行うことができるものとします。本条により本サービスが一時停止した場合でも、弊社は、いかなる責任も負わないものとします。

(情報管理)

第9条 弊社は、DB 格納情報を、法令で認められた範囲又は本サービスの保守業務に必要な範囲に限り、利用します。弊社は、上記に該当する場合を除き、DB 格納情報を契約者の承諾なく開示し、第三者へ提供することはありません。また、DB 格納情報に個人情報が含まれる場合、個人情報の保護に関する法律を遵守します。

(データの利用に対する同意)

第10条 弊社は、本サービス及び弊社の他のサービスの運用・改善、統計データの作成、今後のサービスの企画・立案又は実施、マーケティング資料としての利用、並びにその他これらに関連する目的のために、以下の情報を取得し、また、契約者が特定されない形で加工した上で、利用することができます。なお、これらの情報には DB 格納情報そのものは含まれません。
①メールやメッセージのタイトル及び内容を除く、契約者が本サービスを通じて取得する利用に関する情報。
②その他契約者の本サービスの利用状況に関する情報。
2. 前項所定の情報は、契約者が本サービスを解約した後、弊社が保有し続けることがあります。

(委任)

第11条 弊社は、弊社の責任によりSLAに定められた運用業務の一部又は全部を第三者に委託することができるものとします。

(本サービスの利用に関する責任)

第12条 本サービスを利用して契約者等が提供又は伝送する情報(コンテンツ)については、契約者の責任で提供されるものであり、弊社はその内容等についていかなる保証も行わず、また、それらに起因する損害についていかなる責任も負わないものとします。
2. 契約者は、個人情報の保護に関する法律及び特定電子メールの送信の適正化等に関する法律など、本サービスの利用に必要な法律上の条件を満たした上で本サービスを利用するものとします。

(本サービス利用終了後の処理)

第13条 利用が終了した場合、デモ利用終了日の翌日より、契約者は本サービスを一切使用できないものとします。
2. 前項に定める終了日を経過してなお本サービスに登録されているデータ等は全て弊社の責任において削除できるものとします。

(弊社による本サービスの終了)

第14条 弊社は契約者に事前の通知を行った上で、本サービスの終了を行うことができるものとします。

(アカウントの管理責任)

第15条 契約者は、本サイトにアクセスするためのID及びパスワード等を自己の責任において管理するものとします。契約者の従業員、契約者の委託先会社及び委託元会社以外の第三者に開示・提供しないものとします。
2. ID及びパスワード等の漏洩、使用上の誤り又は第三者による不正使用等により損害が生じた場合、弊社は一切責任を負わないものとします。
3. 契約者は、ID及びパスワード等の漏洩、使用上の誤り、第三者による不正使用等により、弊社に損害が生じた場合には、これによって生じた損害を弊社に賠償する責を負うものとします。

(システム管理担当者の業務)

第16条 契約者は、本サービスの利用に関して、システム管理担当者を選定し、書面で弊社へ通知するものとします。システム管理担当者を変更する場合も同様とします。
2. 前項に定めるシステム管理担当者は、以下の各号に定める事項を行うものとします。
①本サービスに関する契約者、弊社間の通知の授受及び必要な協議等を実行します。
②本サービスの適切な利用を図るため、自社内における関係者に必要な指示を与えます。
③本サービスの適切な運用を図るため、自社の施設・設備等の整備に努めます。
④前各号他契約者、弊社間で別途合意する事項を行います。

(利用制限)

第17条 契約者は、本サービスを利用して以下の情報を探ってはなりません。
①わいせつ、賭博、暴力等、公序良俗に反する情報及びそのおそれのある情報
②性風俗、出会い系などの情報
③無罪論議などの情報
④犯罪行為を誘発する情報及びそのおそれのある情報
⑤不公正な競争となる情報及びそのおそれのある情報
⑥他人の著作権その他の権利を侵害する情報及びそのおそれのある情報
⑦他人のプライバシー等を侵害する情報及びそのおそれのある情報
⑧他人の名誉、信用を毀損し、又は誹謗中傷する情報及びそのおそれのある情報
⑨性別、民族、人種等による差別を助長する情報及びそのおそれのある情報
⑩有害プログラムを含んだ情報及びそのおそれのある情報
⑪ジャックメール、スパムメール、チェーンメール等正当な通信目的以外の情報及びそのおそれのある情報
⑫本サービスの運営、弊社の営業を妨げる情報及びそのおそれのある情報
⑬「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法令」に定める「個人番号」
⑭「割賦販売法」に定める「クレジットカード番号」
⑮法令に違反する情報、及びそのおそれのある情報
⑯その他、弊社が不適切と判断する情報
2. 契約者は本サービスを用いて、複数企業から業務を請け負ってはなりません。
3. 契約者は、複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルを行ってはなりません。
4. 弊社は、前各号の定めに従って違反するおそれのある場合、その他弊社の業務上必要があるときは、契約者の扱った情報及び扱った情報の開示を拒絶することができるものとします。
5. 弊社は、契約者が第1項乃至第3項の定め違反したと判断した場合、契約者に対してその是正を求めることができ、契約者が是正しない場合、弊社は、直ちに本契約を解約できるものとします。但し、弊社は、当該月の月額基本料金及び当該サービス提供のために発生した費用を請求することができます。

(第三者への利用提供)

第18条 契約者が第三者に本サービスを利用させる場合、契約者は本規定の内容を第三者に遵守させるよう努めるとともに、当該第三者の行為によって発生した損害について連帯して責任を負うものとします。

(弊社による解約)

第19条 弊社は、理由を問わず無催告で本契約を解約できるものとします。本条により本契約を解約した場合でも、弊社は、いかなる責任も負わないものとします。

(秘密保持)

第20条 契約者及び弊社は、本サービスの利用により相手方より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、相手方が特に秘密である旨明示した情報(「秘密情報」といふ)。但し、DB 格納情報については、本条ではなく第10条(情報管理)で定める。を第三者に開示又は漏洩してはなりません。但し、次の各号のいずれか一つに該当する情報についてはこの限りではありません。
①秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
②秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
③相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
④本条の規定に違反することなく、かつ、受領の前後に開示が通知となった情報
⑤相手方から次項に従った秘密情報である旨の表示がなされず提供された情報

(知的財産権の帰属)

第21条 本システム及び本サービスのソースコード、デザインその他の物に関する著作権及び意匠権その他の知的財産権は、弊社又はその他の正当な権利者に帰属します。

(本サービスの申込方法)

第22条 本サービス利用の申し込みをするときは、弊社指定の申込書に必要事項を記入し、提出するものとします。
2. 前項の申し込みがなされることにより本契約が成立するものとします。但し、次に掲げる事項に該当する場合には申し込みを承認しない場合があります。
①弊社指定の申し込み手続きに従わない場合
②利用料金の支払いが滞るおそれのある場合(なお、弊社は、与信力証明のため財務諸表の提出を求めることがあり、契約者がこれに応じない場合、本号に該当するものと看做します。)
③本サービスの競合サービスに利用する行為があると弊社が判断した場合
④本サービスの提供にあたり、業務上又は技術上の問題が生じる、又は生じるおそれのある場合
⑤契約者が反社会的勢力である場合、又は反社会的勢力に關与しているおそれがある場合
⑥その他弊社が不適切と判断した場合

(本サービスの利用料金)

第23条 本サービスの利用料金は、無償とします。但し、テスト又はデモンストレーションの目的以外の目的で本サービスを利用したと弊社が判断した場合、SynergyLEAD 各 Edition 料金が発生するものとします。

(優待関係)

第24条 本規定は契約者と弊社との間の本サービスに関する一切の関係に適用するものと、本規定と抵触する契約条項はこれを排除し、本規約が優先して適用されるものとします。

(損害賠償)

第25条 契約者が、契約者の故意又は過失に基づき、本規定の違反により弊社に損害を与えた場合、契約者は、直接かつ現実に生じた損害を賠償する責を負うものとします。
2. 契約者が本サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合又は第三者からクレーム等の請求がなされた場合、契約者は、弊社の責に帰すべき事由による場合を除き、自己の責任でこれを解決し、弊社にいかなる責任も負わないものとします。

(反社条項)

第26条 契約者及び弊社は、次に該当する者が反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団及びこれらに準じるものをいう。以下同じ)であること、又は反社会的勢力と関与したことが判明した場合、何らの事前の通知、催告なしに、直ちに本契約を含む相手方とのすべての契約の全部又は一部につき、何らの責任を負うことなく、その債務の履行を停止し、また停止することなく直ちに解除することができます。
①相手方
②相手方の特別利害関係者(役員、その配偶者及び二親等内の血族、これらの者に別居決着の過半数が所有されている会社ならびに関係会社及びその役員をいう)
③相手方の重要な使用人
④相手方の主要な株主又は主要な取引先
⑤前各号に掲げる者のほか、相手方の経営を実質的に支配している者
2. 契約者及び弊社が前項に該当する場合において相手方から請求されたとき、該当者は、相手方に対するすべての債務(本契約による債務に限定されない)について、当然に期限の利益を失い、直ちに債務全額を現金にて相手方に支払わなければならない。
3. 契約者及び弊社は、相手方が本契約に関連して、第三者と委託契約等(以下「関連契約」といふ)を締結する場合又は締結している場合において、関連契約の当事者又は代理もしくは媒介をする者が反社会的勢力に該当していることが判明したときは、相手方に対し、関連契約を解除するなど必要な措置をとるよう求めることができます。
4. 契約者及び弊社は、相手方が前項の措置を講じない場合、何らの事前の通知、催告なしに、直ちに相手方とのすべての契約の全部又は一部につき、何らの責任を負うことなく解除することができます。

5. 本条に基づく契約の解除は、相手方に対する損害賠償の請求を妨げません。

(権利義務の譲渡制限)

第27条 契約者及び弊社は、相手方の書面による事前承諾を得ることなく、契約上の権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲与し、譲渡し又は担保提供等できないものとします。

(紛争の解決)

第28条 本規定の条項又は本規定に定めのない事項について紛争等が生じた場合、双方同意をもって協議し、できる限り円満に解決するものとします。
2. 本契約に関する準拠法は、日本国法とします。
3. 本契約に関する紛争は大阪地方裁判所又は大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2012年12月17日 制定
2013年7月1日 改定
2019年7月1日 改定